

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

上下水道課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新制が導入されます

●令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※政令の規定により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	指定番号
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで	1から45
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで	47から71
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで	73から85
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで	86から102
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで	103から121

桑折町指定番号は、指定給水装置工事事業者一覧で確認できます。

初回更新の申請期間については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、別途通知にてお知らせいたします。

※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書 (法人)
又は住民票 (個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
《厚生労働省令第18条に準拠》

◎その他桑折町が別途確認する事項

- ・右の◎のとおり
- 指定更新手数料
・1件につき、10,000円 (非課税)
《桑折町水道条例第22条の規定》

●更新の要件は新規規定と同様となります

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者
※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

◎指定を更新する際に、桑折町が別途確認する3項目

- i. 業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ii. 給水装置工事主任技術者等の研修受講
- iii. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況